

- ① 令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起
② 令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起

保釈請求却下決定

被告人 相 嶋 静 夫

昭和23年 〇〇月〇〇日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年12月1日主任弁護士小林貴樹、弁護士高田剛、同鄭一志、同河村尚、同瀬川慶から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、それぞれ刑事訴訟法89条4号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でないと認めて、これらを却下する。

令和2年12月4日

東京地方裁判所刑事第14部(13)

裁判官 三 貫 納



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 鈴木 暁子

